

### 3号認定子どもに係る利用者負担額表

各月初日の認定子どもが属する世帯の階層区分		多子軽減		利用者負担額			
階層区分	定義			3号認定子ども			
		一般世帯	ひとり親	一般世帯		ひとり親等世帯	
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	多子カウント年齢制限なし	多子カウント年齢制限なし	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯			0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税均等割課税世帯			0円	0円	0円	0円
第4階層	市町村民税所得割課税額48,600円未満			14,000円	13,800円	6,500円	6,400円
				7,000円	6,900円	0円	0円
第5階層	市町村民税所得割額課税額57,700円未満			17,300円	17,000円	8,150円	8,000円
				8,650円	8,500円	0円	0円
第6階層	市町村民税所得割額課税額21,400円未満			21,400円	21,000円	9,000円	9,000円
				10,700円	10,500円	0円	0円
第6階層	市町村民税所得割額課税額64,300円未満			21,400円	21,000円	9,000円	9,000円
				10,700円	10,500円	0円	0円
第6階層	4月分から8月分については前年度分、9月分からは当該年度分の市区町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	26,400円	26,000円	9,000円	9,000円		
		13,200円	13,000円	0円	0円		
第7階層	市町村民税所得割額課税額97,000円未満	26,400円	26,000円	26,400円	26,000円		
		13,200円	13,000円	13,200円	13,000円		
第8階層	市町村民税所得割課税額169,000円未満	33,000円	32,400円	33,000円	32,400円		
		16,500円	16,200円	16,500円	16,200円		
第8階層	市町村民税所得割課税額240,000円未満	40,400円	39,700円	40,400円	39,700円		
		20,200円	19,850円	20,200円	19,850円		
第9階層	市町村民税所得割課税額301,000円未満	47,000円	46,200円	47,000円	46,200円		
		23,500円	23,100円	23,500円	23,100円		
第10階層	市町村民税所得割課税額397,000円未満	57,700円	56,700円	57,700円	56,700円		
		28,850円	28,350円	28,850円	28,350円		
第11階層	市町村民税所得割課税額397,000円以上	57,700円	56,700円	57,700円	56,700円		
		28,850円	28,350円	28,850円	28,350円		

※1 上段は第1子カウントの金額で、下段は第2子カウントの金額になります。(第3子以降については0円)

※2 3号認定子どもが年度途中で満3歳に到達し、2号認定子どもとなる場合において、その利用者負担額は、その年度中は3号認定子どもの負担額を適用します。

※3 税額の計算にあつては、寄付金税額控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除の適用は受けられません。